

第6回

(仮称) 茨木市地域コミュニティ基本指針検討委員会

次 第

日 時 平成 24 年 1 月 25 日 (水) 午前 9 時 30 分

場 所 市役所 南館 3 階会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協 議

- (1) コミュニティ基本指針策定に向けて第 1～5 回検討委員会まとめ
- (2) その他

4 その他

事務連絡等

コミュニティ基本指針策定に向けて第1～5回検討委員会まとめ

はじめに

1. 策定にあたって

- ① 背景
- ② 目的
- ③ 位置づけ

2. 茨木市の地域コミュニティの特性

3. 市の現況

- ① 人口、世帯、高齢化率の推移
- ② 自治会
 - ・役割
 - ・現状と課題
- ③ テーマ型地域組織
 - ・役割
 - ・現状と課題
- ④ NPO、学校、事業所との連携
- ⑤ 地域活動拠点
 - ・現状と課題

4. 地域コミュニティ活性化に向けた方向性

- ① 地域コミュニティの領域
- ② 地域コミュニティの目指す方向性

5. 地域コミュニティ活性化に向けた方策

【地域が主体的に行う取り組みの推進】

- ① 協議の場づくり
- ② 地域組織の活性化
- ③ 住民自治組織づくりの推進
- ④ 地域コミュニティ活動を先導する人材の発掘・育成

【地域と行政との協働での取り組みの推進】

- ① 地域活動の財源確保
- ② NPO 法人、企業等、多様な組織との連携・協働
- ③ 自治会加入の促進
- ④ 地域まちづくり計画の作成

【行政の支援策の推進】

- ① 地域拠点の整備（公民館のコミセン化の推進）
- ② 地域担当職員の配置
- ③ 職員の意識改革
- ④ 地域への財政支援
- ⑤ 様々な情報や機会の提供

はじめに

茨木市では、市民参加の仕組みづくりを掲げ、市政への参加、参画の促進、市民やNPO等の自立的な公益活動の支援、促進などを将来計画として、市民協働のまちづくりを目指しています。

これに伴いまして、地域、行政等が一体となって進める地域づくりの基本的な考え方を明らかにするコミュニティ基本指針の策定をすることになりました。

この基本方針策定にあたり、学識経験者や地域活動を推進する組織の代表者、公募の市民で構成する「(仮称)茨木市地域コミュニティ指針検討委員会」を設置し(平成 23(2011)年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)、本市の地域コミュニティの現状を踏まえ、今後のあり方、方向性等について、議論を重ねてきました。

また、市民 2000 名を対象として地域コミュニティに関するアンケート調査を行い、地域コミュニティの推進を図るための取り組みを検討しました。

基本方針の策定に向け、上記検討委員会での議論や地域コミュニティに関するアンケートにおける意見等をもとに、本市における地域コミュニティの現状と課題等について整理をし、茨木市における地域コミュニティの方向性を明らかにするとともに、このような方向性を実現していくための方策についてまとめています。

1. 策定にあたって

①背景

人々の意識の変化や生活様式の多様化の中で、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においても、核家族化、単身化が進み、地域における連帯感が希薄化している傾向にあり、このようなことから、地域では、福祉、環境、防災など様々な場面で課題が生まれています。また、人々の暮らしにおける分野での問題は複雑化、重層化しており、行政サービスや施策のみでこれら地域の課題すべてに対応していくことは困難です。真に豊かで持続可能な地域社会を目指すために、地域住民が一体となり、市民自らの協議や行動を活かし、行政とともに地域の課題解決に取り組んでいく必要があります。

②目的

住民自らが力を合わせ、安全・安心な住みよいまちづくりに取り組んでいくには、地域の各組織等が連携をして、自立した対等な関係で討論・協議し合い、福祉や環境等に関する具体的な地域の課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

本市では現在、各々の地域において地域住民による活発な地域活動が行われ、行政においても地域コミュニティの活性化施策を展開しています。さらに、個々人の共通した関心ごとによって結びついたボランティアな市民活動、NPOによる活動が広まり、市民の知恵と力が社会を変革する流れが起きています。

そこで、現状を踏まえ、将来の地域のあるべき姿を明らかにし、行政、地域住民、NPO、事業者等、様々な主体が共通の目標に向かって進めるために、地域づくりの共有の指針となる「茨木市地域コミュニティ基本指針」を策定していくための、地域活性化に向けた道標を定めていきます。

③位置づけ

総合計画との関連

2. 茨木市の地域コミュニティの特性

茨木市は、戦後の混乱期の昭和23年の市制施行であり、戦前も含めた当時の本市の地域コミュニティは、町内会や部落会といった組織が中心であり、地域の諸問題解決や行政との窓口は、それらの組織が大きな役割を担ってきました。町内会や部落会の中の青年会や婦人会と呼ばれる組織が、地域の行事（まつり等）を主に担っておりました。

敗戦に伴うGHQによる町内会、部落会の解散命令により、自治会と名を変え、地域の自治組織として定着してきました。GHQがもたらしたPTAや社会教育法の制定による公民館の創設など、子どもの健全育成や社会教育といった、一定のテーマをもった地域組織が創設され始めました。その後、本市においても、多くの都市問題に対応するため、市の主導によって、教育、福祉、青少年の健全育成、防犯、防災などのテーマ型の地域組織が設立され、今日に至っています。

茨木市の特徴として、公民館活動があります。茨木市では、昭和25年に公民館条例を制定して以来、公民館を次々と建設し、活発な公民館活動を推進してきました。施設として公民館がない地域にも、小学校内に公民館を併設するかたちで「公民館」を概ね全小学校区単位に設置、加えて、地域の運動会やふるさとまつりをその公民館が中心となって実施する施策をとってきました。現在は、独立館でない公民館は、コミュニティセンターに併設されています。

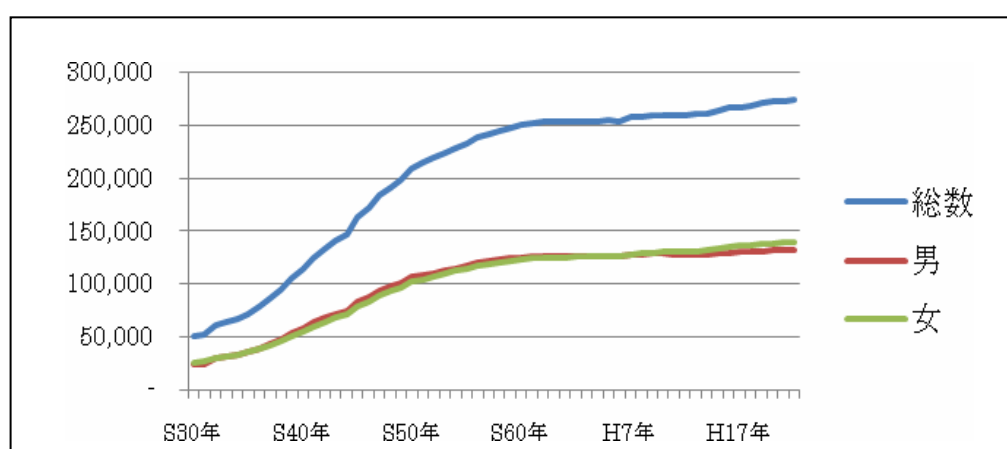
テーマ型の地域組織が多く設立され、市の各担当部署がそれぞれの地域組織との関係を深め、個別の課題に取り組んできた結果、従来のような自治会を先頭にした垂直型のコミュニティではなく、自治会を含めた多くの地域組織が併存するコミュニティとなってきました。しかしながら、本市では、自治会を地域コミュニティの核ととらえ、自治振興課を設置するなど、地域からの要望を統括的に処理する部署を設置し、その支援に努めてきました。しかしながら、様々な分野の課題が生起する地域社会を包括的に取り組む施策は十分ではありませんでした。

そこで、これらを踏まえ、また、地域連帯の希薄化や時代の変遷の中で、従来とは違った地域課題の解決のため、地域の各組織が横の連携を深めた活動や組織化を支援する「地域担当職員制度」を始めております。

3. 市の現況

①人口、世帯数、高齢化率の推移

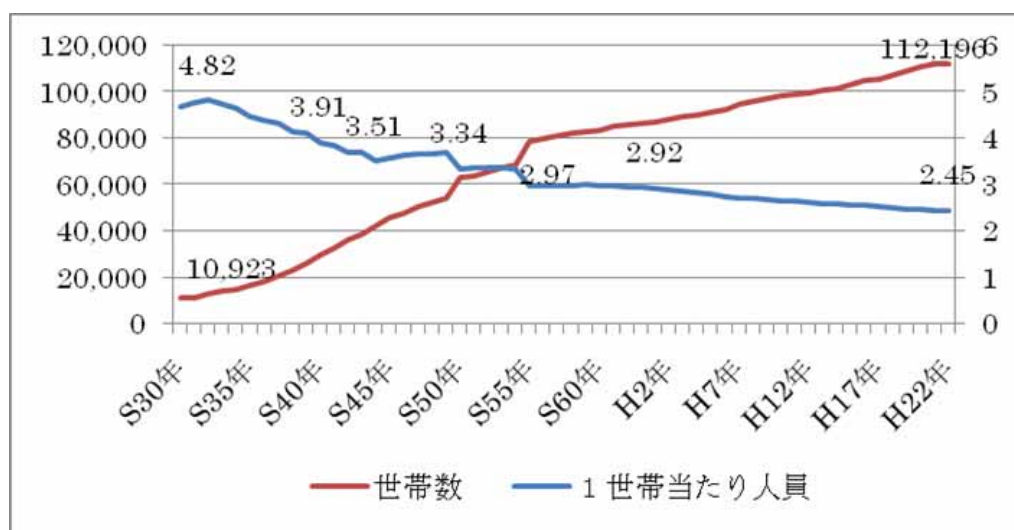
茨木市の人口は、1985 年(昭和 60 年)頃 25 万人を超えましたが、しばらく横ばいが続いておりました。2004 年(平成 17 年)、新しいまち「彩都」の開発によって人口は増加し、現在は 27 万人を超え、ゆるやかに増加をしている傾向があります。2015 年(平成 27 年)には、立命館大学開学を予定しており、特に若い世代の昼間流入人口が大幅に増加すると予測されます。



世帯数の推移についてですが、1 世帯あたりの人数は昭和 30 年当時と比較し、ほぼ半分、4.82 人が 2.45 人になっています。核家族化、単身世帯の増加を如実に表しています。

年齢別人口について言えば、高齢化が着実に進んでいます。少子化も進んでいます、近年、若い世帯が増加し、少子化は持ち直しているのが現状です。

住居形態については言えば、近年、持家比率は高まってきています。これは高齢化によるものが大きな原因と考えています。人口の移動が減少し、終の棲家として考えている方が増えてきていると言えます。



茨木市は、北部地域、丘陵地域、中心地域、南部地域と、大きく4つに分けることができます。

中心地域の茨木小学校区、春日小学校区、中条小学校区、大池小学校区、中津小学校区などは人口1万人を超えています。

丘陵地域の太田小学校区は工場跡地や企業の福利施設の跡地に、マンションや一戸建ての開発が進み、1万人を超える人口になっている反面、高齢化などにより人口が減少している小学校区もあります。

北部地域の忍頂寺小学校区、清溪小学校区という2つの小学校区は、人口が各々1000人強となっており、他の地域と比べてかなり少ない地域です。

このように、同じ市内において、人口規模も地域課題も大きく違ってきます。

茨木市の校区地図（人口、高齢化率の記入）

②自治会

○役割

自治会は、住民自治や住民間の親睦・相互扶助等を目的に活動しており、歴史も長く、地域活動の包括的・中心的な役割を果たしています。

自治会は、地域のコミュニケーションの推進と明るく住みよいまちづくりを目指して活動しており、下記のような様々な役割を担っています。

自治会の役割

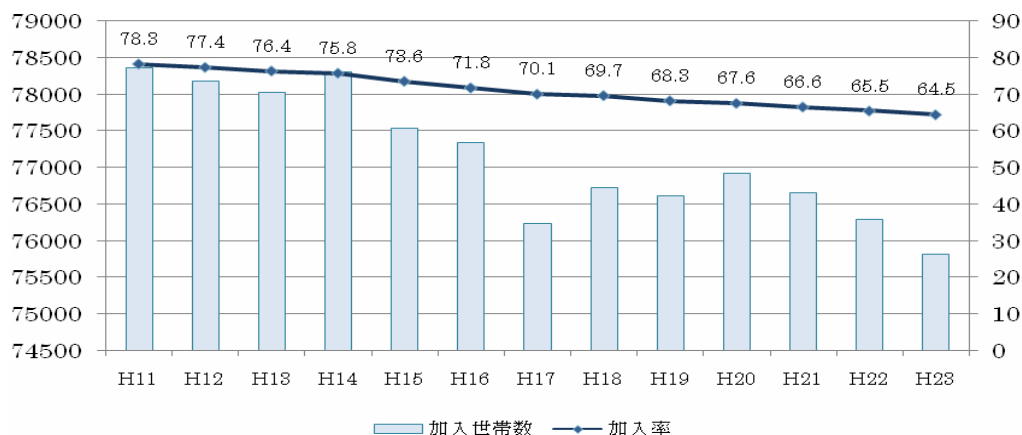
- 住民相互の連絡・レクリエーション行事・慶弔などの親睦機能
- 防災・防犯などの安全・安心機能
- 街路灯・ごみ・地域清掃などの環境整備機能
- 市関係資料の配布など行政及び外郭団体情報の伝達・調整、募金活動などの行政連携機能
- 地域内の調整及び行政への陳情・要望などの地域調整機能
- 地域コミュニティ組織への参画などの対外的代表機能

また、自治会相互の親睦や自治会同士で協力した課題解決を目的とし、概ね小学校区単位（30 団体）にて結成された地区連合自治組織があります。その地区連合自治組織の会長によって茨木市自治会連合会が組織され、市の担当者も参加し、自治会に関する共通の課題の解決に向けて協議しています。

○現状と課題

地域の安全・安心が高められるよう、自治会が地域の問題解決に取り組むことで、住みやすい環境を整えていくことができます。また、自治会の活動に参加することで、地域の人たちとのふれあいが生まれ、交流が深まり、楽しさを共有することができます。

しかしここ十数年来、茨木市の自治会加入率は減少傾向にあり、毎年、加入率は1～2%ずつ下がってきています。



その要因として、体育祭への選手集めに苦勞するなど、高齢化による活動への参加意欲の減少や、自治会活動の形骸化、役員を引き受けることへの負担等を挙げることが出来ます。けれども、役員となって積極的に自治会活動に参加することは、よりよい地域づくりに参画できるチャンスであると捉え直すこともできます。

また茨木市において、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自治会などを母体にして自発的に自主防災組織を結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動が、各地域で行われています。

テーマ型地域組織の活動を含め、地域の活動案内は自治会を通じて行われており、自治会未加入者には自治会からの回覧物の内容を伝達することができません。それゆえ、自治会未加入者は防災イベントにも参加しない傾向がありますが、自治会に入って顔見知りが増え、近隣の連帯感が高まることで、いざという時の緊急事態が起こったときの安心感を得ることができます。阪神・淡路大震災や東北大震災など大規模災害時には、自治会活動が活発に行われていた地域とそうでない地域によって、災害時の人命救助などの対応、その後の復興について違いが生まれたと言われています。このように、持続的な日常の地域活動は災害時における助け合いにも重要な役割を果たしています。

地域コミュニティに関する市民アンケートによれば、自治会加入の理由として、「義務だから」とか、「加入を進められた」という理由ではなく、「生活に必要な情報を得るため」であるとか、「隣人との親睦を付加していきたい」という積極的な意見をいただいています。

一方、加入していない理由として、「自治会に加入するきっかけがない」ことが一番大きな理由として上がっています。自治会に加入するにはお住まいの地域の自治会長に届けていただくことになります。直接、自治会長、班長の方にお尋ねください。自治会長、班長について近隣住民の方にお尋ねしてもわからない場合は、市役所に相談すれば、自治会への加入方法について教えてもらうことができます。積極的に若い人たちも自治会に加入し、多彩なアイデアを出し合い、住みよい地域づくりに努めていくことが今後、さらに求められます。

③テーマ型地域組織

○役割

市内には、概ね小学校区を単位として、公民館区事業実施委員会、老人クラブ、自主防災会、防犯協会支部、PTA、こども会、人権啓発推進委員会、民生委員児童委員児童委員協議会、青少年健全育成運動協議会、地区福祉委員会などのテーマ型地域組織があります。

公民館区事業実施委員会は教育、学術、文化に関する事業、老人クラブは高齢者の生きがいや健康づくりの増進に関する活動、防犯協会支部は各種犯罪・非行の防止の活動等を行っています。テーマ型地域組織は地域住民を対象となっていますが、それぞれ目的は異なっています。

放課後子ども教室など、より多くの地域住民の協力が必要な事業については、各地域において、事業ごとに自治会およびテーマ型地域組織が連携して組織化を図り、実行委員会を設置する等、工夫をして運営しています。

○現状と課題

テーマ型地域組織は、年代別、目的別に、市民生活に関わる多種多様な活動を行っています。様々な活動を通じて、子どもたちをはじめ、地域に住む住民が「この地域に住んでいて良かった」と思えるような環境づくりを目指し、市内の各地域で活発な取り組みが展開されています。

これらの組織については、今まで行政が縦割りで一律に事業を地域に依頼してきた結果、必ずしも地域のニーズに即したものになっておらず、活動内容、活動頻度についても校区ごとに違いが生じています。市内の所管課は別々であり、それぞれの組織には垣根があります。各組織間のコミュニケーションを密にして、それぞれの組織が行事への参加・協力をあおいでいくことで、より多くの方に参加してもらうことができます。

自治会活動と同様に、テーマ型地域組織についても活動への参加者が固定化している課題があります。役員が高齢化、長期在任しており、役員のなり手がいないという課題も出てきています。時代のニーズに合わせて、柔軟に活動内容を見直しながら、できるだけ多くの人に運営に携わってもらうことが必要です。

地域コミュニティに関するアンケートによれば、各組織の活動について約1／4の方が「参加していないのでよくわからない」という結果が出ており、地域活動の周知が求められます。

また、地域の活動への参加理由として、「充実感がある」や、「地域への貢献をしたい」、「知識を生かしたい」という生きがいにつながる理由と、「地震災害に備える」という必要

性に駆られての参加という、2つの意見が上がっています。

希望する地域活動のテーマとしては、生活に密着した清掃活動の他、地区体育祭や趣味などの文化活動、おまつりなどの地域イベントといった地域交流を目的としている活動が多く、防災活動や地域の安全を守る活動や高齢者への福祉活動については、今は参加ができてはいないものの、将来は参加を望む意見が多く出ています。

④NPO、学校、事業所との連携

NPOとは環境、防災等、特定の目的によって活動している組織です。地域外の活動をしている組織もありますが、一つの校区エリアで活動、寄与している組織は多く存在します。自発的に自分たちのボランティアのみで始めていたり、近隣の人たちが集まり、活動をしています。福祉の活動に特化したものが多く、その理由としては、近所の高齢者を見過ごせないといったように課題が見えやすいことが要因です。

茨木市市民活動センターにはNPOをはじめとする様々な市民活動団体が登録され、いろいろな分野の活動を行っています。茨木市内では現在 100 を超える団体が登録をし、地域密着型の活動を行っています。NPOの中にはスタッフを雇い、介護事業、デイサービスやグループホームの活動をしているところが市内にも多数あり、継続的な活動をしています。

しかしながら、テーマ型地域組織と協力し合いながら、連携しているNPOは少なく、地域にあるNPOについてほとんど知られていないのが実情です。子育てサロンや高齢者サロンにおいても自発的に活動しているNPOはたくさんありますし、連携の方法を探っていくことで、社会的課題に対して有効な活動を展開していくことが可能となります。

市内には、大型ショッピングセンターをはじめ、工場、企業などがあります。平成20年度に実施した「茨木市内事業所現況等に関するアンケート調査」によると、「地域貢献を行っている」と回答した企業は半数を超えています。また、2015年春には、JR 茨木駅南に立命館大学が新たなキャンパスを開学する予定です。大学からのコミュニティへの貢献にも期待を高めています。

⑤地域活動拠点

○現状と課題

市内の地域活動拠点の整備については、「昭和」までは公民館というかたちで整備をしてきました。しかし、平成に入った後は、地域の拠点として、コミュニティセンターの整備へと変わってきています。

市内各 32 小校区の中には、公民館、コミュニティセンターのいずれかが建っています。現在、22 公民館、1 分室、10 コミュニティセンターがあり、この 4 月には、新たに彩都コミュニティセンターがオープンし、また、三島公民館が三島コミュニティセンターとなるなど、集いや生涯学習を行えるコミュニティ活動を促進する場として、市内の整備は進んでいます。

公民館は大きく 2 つのものが存在しています。一つは独立した建屋のある公民館、もう一つはコミュニティセンターに併設された公民館です。公民館はハード管理に加え、講座の運営企画ソフト事業も一体化して行っています。

公民館とコミュニティセンターの違いですが、公民館は市直営で、社会教育法に基づく施設です。コミセンは指定管理者制度となっており、地域の管理運営委員会で運営しています。利用範囲にも違いがあります。公民館は非営利で、政治的なこと、宗教的な部分で一定の制限を設けています。一方、コミュニティセンターは公序良俗関係以外、飲酒等も含めた会議も可能で、制限もほとんどありません。年末年始以外、基本的に通年開館している施設です。

また、市内中心部には市民会館、市民総合センター、ローズWAMなどの施設があります。さらに、市内 3 か所には集会のできる市の施設として、いのち・愛・ゆめセンターを設置しています。

これらに加え、各自治会が所有する自治会館、府営、市営、UR、雇用支援機構などの公的住宅の集会所、各分譲マンション等の集会施設、お寺、神社等、集会の機能を果たしているところがあります。

最近、若年層をはじめ、公民館の利用率は減少傾向になってきています。コミセン、公民館の違いは地域住民にとっては理解しづらいものであり、市内で校区ごとに地域拠点の利用目的に差が生じていることはバランスが悪いため、将来的にはすっきりと一本化していくことが求められます。

また、公民館運営委員会とコミセン運営委員会メンバーが概ね重なっています。同じような会議が続くことについても今後は整理をしていく必要があります。

さらに、市民アンケートによると、約 6 割の人が、公民館もコミセンも利用していない

結果が出ています。地域住民のさまざまな人たちが地域拠点を活用できる工夫が必要です。

4. 地域コミュニティ活性化に向けた方向性

①地域コミュニティの領域

地域活動の中核を担っている自治会連合会や、テーマ型地域組織である公民館、校区こども会育成連絡協議会、小学校青健協、PTA、自主防災会、地区福祉委員会、防犯協会、これらの組織はほぼ小学校区を単位として組織されています。また各小学校区には公民館、コミュニティセンターのいずれかの地域拠点も設置されています。

小学校区以外の領域として、それぞれの自治会の区域を領域とするもの、中学校区などがありますが、小学校区という領域は、日常的にも顔の見える関係であり、その領域を基礎に活動が行われてきた歴史もあることから、本市では小学校区域を目安に、地域コミュニティの領域とします。

②地域コミュニティの目指す方向性

地域コミュニティづくりにかかる市民アンケート、(仮称)茨木市コミュニティ基本方針検討委員会における様々な意見をもとに、「茨木市第4次総合計画」に照らし合わせ、地域コミュニティの将来像を設定します。

茨木市第4次総合計画(平成17年3月策定)における都市像

(1) ころすこやか「福祉充実都市」

子どもから高齢者まで、すべての市民がひとりの人間として尊重され、支え合い、助け合う中で生きがいをもって暮らすことのできる、福祉の充実した都市を目指します。

(2) くらしやすらか「安心実感都市」

自然災害・都市災害への備えと予防対策を講じ、市民生活の安全が強化されると共に、経済活動や日々の生活の中で犯罪に巻き込まれることのない、安心を実感できる都市を目指します。

(3) 未来はぐくむ「環境実践都市」

健やかな市民生活にとって不可欠な北部や丘陵地域の自然環境を守り・育むとともに、うるおいとやすらぎに満ちた生活空間と誰もが親しめる美しい都市環境の創造を目指します。

(4) 活力あふれる「生活躍動都市」

生活の質が高く、職・住・学・遊と様々な面で暮らし心地のよい、生活が躍動する都市を目指します。

(5) 個性かがやく「文化創造都市」

多様な市民が交流を通じて生涯にわたって互いに学び合える環境をつくり、市民が愛

着と誇りのもてる文化を創造する都市を目指します。

地域コミュニティ像 (要検討)

●市民の交流・連携するコミュニティづくり

安全でふれあい豊かな住みよい地域社会を築いていくためには、人と人が信頼し合い、助け合う連帯意識のもと、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要です。

地域内のできるだけ多くの住民が出会い・交流・連携をし、災害や犯罪を防止し、誰もが地域で安心して暮らせる社会づくりに努めると共に、コミュニティの礎である自治会を中心に、様々な考え方を尊重し合い、助け合えるコミュニティづくりを推進します。

●多様な主体による協働のコミュニティづくり

誰もが安全で安心して暮らせる、豊かな地域社会を形成していくには、自治会をはじめ、地域団体、NPO 法人、ボランティア団体、企業、学校、行政等が連携し、各々の強みを活かしながら、社会問題の解決に当たっていくことが求められています。

地域の防犯、防災、環境保全、高齢者福祉など顕在化している課題に対し、それぞれの地域にどのような機能があれば解決に取り組むことができるのかを考え、多様な主体による資源・ノウハウ等の連携しながら、役割分担をして、効果的な課題解決の方策を探っていくことが必要です。

そこで、多様な主体の協働により、多岐にわたる活動、市民ニーズに応じたよりよい公共サービスを提供し、地域の総合的な活力を生み出すようなまちづくりを推進します。

●地域住民による自発的・自律的なコミュニティづくり

茨木市では「まちづくりは地域の生活の場から住民自身の手で」を目標に、コミュニティ活動の活発化を促進しています。地域住民が自分たちの地域のあり方や地域の将来に向けた目標、ガバナンスのしくみを考え、地域でできることは地域で行っていくような、自律した地域形成づくりを進めていきます。

地域の諸問題の解決に向けた事業の計画立案、実施、評価、改善等に、主体的に地域住民が携わり、地域の資源(人材、物資、資金、情報)を効果的に活かし、地域の住民の意向にあった公共サービスを、地域社会の主体となって提供をしていけるコミュニティづくりを目指します。

5. 地域コミュニティの活性化に向けた方策

【地域が主体的に行う取り組み】

①協議の場づくり

地域組織が横の連携を広げて関係性を深め、地域が抱えている課題について把握し、協議して協力をしながら解決していくことで、住民のニーズを捉えた、住みよいまちの実現につながります。それゆえ、地域住民や地域組織が集まって情報交換をし、地域における課題や諸問題について話し合う場が求められます。

単体の組織だけでなく、他組織との協力を得て協議プロセスを重視し、イベント事業等を実施していくことにより、より多くの地域住民にイベント内容の浸透を図ることができ、参加者数の増大が期待できます。お祭りや防災イベントなどの取り組みを進めるときには、単体の組織だけで行うのではなく、老人クラブやこども会、福祉委員会など地域のあらゆる組織に積極的に声掛けをして、協議への参加促進を図るようにします。

意思決定の場には、若い人からお年寄りまで世代交流ができるよう、多様な地域住民が一同に会すようなしくみづくりをして、少数派の意見にも耳を傾け、忌憚のない意見交換ができるようにします。多様な人たちが協議の場に参画することで、今まで地域活動に縁遠い人たちもうまく巻き込みながら、地域活動のすそ野を広げていくことにつながり、地域のニーズや課題に対して柔軟に対応が可能になります。

取り組み事例

地域のテーマ型組織が連携したお祭り、体育祭等の地域行事、イベントの実施
地域円卓会議の開催

②地域組織の活性化

将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを含め、地域住民が皆、地域への愛着をもって地域活動に参加できるよう、地域への関心を高めるイベント内容の工夫をしていくことが必要です。

地域活動に子どもたちが参加することによって、子どもだけでなく、家族も地域活動に関わっていくきっかけづくりにもなり、相乗効果も生まれます。

また、子どもや大学生が地域活動に関わることで、マンネリ化しがちな活動から、活気あふれる、魅力的な活動へと変わっていく可能性もあります。

③地域自治組織づくりの推進

地域組織が各々バラバラに動くことによって地域力が削がれることがあります。地域の

総合窓口となるまちづくり協議会や住民自治協議会のような「地域自治組織」づくりを推進し、地域内の組織の整理・統合化を図ります。

地域自治組織は、自治会の他、公民館、子ども会育成連絡協議会、青少年健全育成運動協議会、地区福祉委員会、PTA、自主防災会、防犯協会支部、人権啓発委員会等というテーマ型地域組織を中心に、学校、NPO 法人、ボランティア団体、企業等にも加わってもらうようにします。

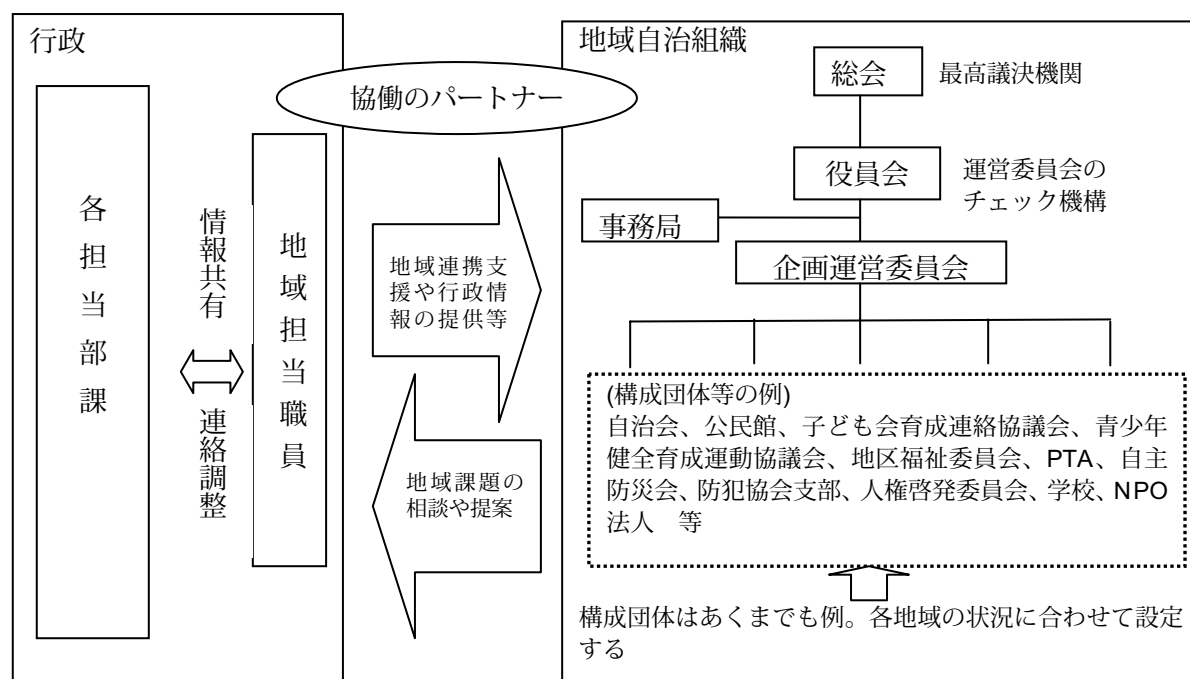
組織を形成するには、自治会、地域の各テーマ型組織、NPO 団体等、地域を基盤とする団体の意向を確認した上で設立を図り、構成員は概ね地域住民全員とします。地域の諸問題の解決に向け、それぞれ組織が持っている情報、知識、経験を合わせ、適切な主体が協働をしながら、事業を実施・運営していくようにします。

地域自治組織づくりには幾つかの方法があります。

- ・一から新しい組織をつくる。
- ・現存する地域組織を軸に、横の連携を作って組織化をし、その中から会長を互選する
- ・コミュニティセンター運営委員会など、各組織が集まっている既存の組織を活かして住民自治組織づくりをする

その他、各々の地域実情に即したかたちで、組織に必要な機能を含んだ組織体制の整備を図ります。住民自治組織においては、継続して組織運営ができるよう、また、地域課題に対する解決策の企画・立案、実践の中心的担い手となる、コーディネート機能を持つ事務局を設置するようにします。

【茨木市における地域自治組織のイメージ図】



④地域コミュニティ活動を先導する人材の発掘、育成

コミュニティを活性化していくには、地域を統括するリーダーや、主体的・積極的に地域の活動に参加をする地域住民の存在が重要な要素になってきます。

現在、地域団体の多くが、役員の高齢化や後継者不足、地域活動における参加メンバーの固定化、特に若い層の地域活動への関心の低さを課題として捉えています。

今後は、地域活動におけるリーダーの資質向上を図り、活動参加者が増やしていくための方策を検討することはコミュニティ活性化を図っていく上でも重要です。

ひとりの人が幾つもの組織の役員を重複して担うことで負担が高まらないように、地域全体で役割分担を見直し、今後の組織体制のあり方を見据えて、地域活動を牽引、先導する人材の発掘に努めるようにします。

団塊の世代に対しても、地域への積極的参加を促し、地域活動の必要性・重要性をアピールして、役員にもなり得るよう、リーダー人材の育成に積極的に取り組むようにします。

取り組み事例

- ・おやじの会の結成（若い層の地域活動促進）

⑤ 地域情報の発信

地域コミュニティ活動を活発に展開するうえで、地域内外に地域活動やイベント等を広く周知、PR するための情報発信は重要です。地域にある各組織が会報誌等を通じて、個別に情報を発信していますが、各組織が連携協力をして地域の活動を伝えていくことで、地域住民は様々な組織の活動の様子を知ることができますし、各組織への参加を促進することにもつながる可能性もあります。

各組織の行事等の情報を整理しながら、編集作業を積み重ねる中で、お互いに地域の組織の情報が開示され、横の連携の強化にもなります。

取り組み事例

- ・地域新聞作成、ホームページ制作、地域カレンダー作成

【地域・行政との協働での取り組みの推進】

①地域活動の財源確保

地域コミュニティ活動を活発化していくには、運営資金の確保は不可欠です。地域活動の運営費は行政からの補助金や自治会会費で担われていることが多いのですが、自主財源による収入や公募事業への参加等による資金調達力を高め、より活発な活動を行い、質の高い住民サービスの提供につなげていくようにします。

行政は、地域の諸団体が自主財源を確保していくための意識啓発、意識醸成を図り、資金調達に必要なノウハウ、情報の提供を行うなどの支援をしていきます。

②NPO 法人、企業等、多様な組織との連携・協働

専門性、柔軟性を有する NPO 法人やボランティア団体等と、自治会やテーマ型地域組織との連携した活動はあまり見られませんが、多様な団体が連携・協働していくことで、より効果的、効率的に課題解決につなげることができます。

そこで、地域の活動実態等を踏まえた中で、行政は地域の課題解決に必要な NPO 法人、ボランティア団体等に関する情報の提供などを行い、より効果的な活動の展開を支援していくようにします。

地域団体は、地域のニーズに対応した多様な主体が連携した体制づくりができるよう、行政から得た情報をもとに、NPO 法人やボランティア団体等との連携を図りながら、課題解決に向けて動くようにします。

企業(事業者)は経済活動を通じて地域社会と密接なつながりを持っています。清掃等の環境美化活動、地域のお祭りやイベントへの地域活動への参加、協力を呼び掛けるようにします。また、災害時における人材や物資等の確保や活動を進めるため、NPO 団体や量販店等企业と連携した防災対策を進めます。

③自治会加入への促進

子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる環境を守り、美しい街並みを保つために活動している自治会活動において、課題となっている自治会の会員数の減少等について、単位自治会、テーマ型地域組織、行政が連携協力しながら、加入促進していく取り組みを行っていきます。また、より魅力的な自治会活動が展開されるよう、地域、行政双方が協力しながら取り組んでいくようにします。

・地域が行う加入促進

地震などの災害に備えた自主防災組織の活動や防犯活動、高齢者の見守り支援活動など、安全・安心で暮らせる地域社会づくりを維持していくために、未加入者や転入者に対し、

自治会独自の勧誘チラシを渡したり、説明会を開催するなどしてアピールをし、自治会への加入が不可欠であることを認識してもらい、自治会加入への働きかけをしていきます。

また、地域住民が自治会への期待するニーズ把握に努め、地域の実情を踏まえた、意義深い、魅力あるイベントを行い、自治会の会員以外にも参加を呼び掛け、自治会への加入を勧めるようにします。

高齢などが要因で役員ができない場合には、役員免除の規定を自治会内で作るなどの工夫をし、役員の負担が自治会を脱会することにつながらないようにします。

さらに、学校、PTA など他の団体の協力も得て、子どもや若い世代が参加しやすい事業を行い、自治会活動の活性化を図ります。

・行政が行う加入促進

自治会未加入者に対しては、自治会の必要性、加入方法、自治会の魅力を市のホームページや広報誌等を用いて PR をします。自治会がない区域の人に対しては、自治会運営マニュアルを作成し、自治会への興味・関心を持ってもらい、自治会の立ち上げを検討してもらえるようにします。

転入者に対しては、転入届の際などに、自治会加入を進めるチラシ等を渡し、自治会について紹介をし、自治会加入を促進していきます。

市全体として自治会の必要性を共通認識として持ち、自治会活動への参加をはじめ、自治会の望んでいる情報を提供していくように努めると共に、自治会加入に対してインセンティブが働くような施策を検討します。

・地域と行政との取り組み

新興住宅地等、自治会加入率の低い地域を把握し、未加入地区については行政と自治会連合会が連携して自治会の意義を伝え、重点的に加入促進に取り組んでいくようにします。

また、宅地開発やマンション開発が行われる際は、開発前から事業者等とも連携した加入促進の展開を図れるよう、地域と市が協力しながら、自治会設立や加入に向け、協力を依頼していきます。

自治会が解散した時には、近隣の自治会に入ることができるよう、近隣の自治会とも協力をしながら、加入を進められるよう検討します。

取り組み事例

- ・自治会運営マニュアルの作成、自治会加入促進に向けたチラシの作成
- ・時代(意識)の変化に合わせた自治会活動のあり方について検討

④「地域まちづくり計画」の作成

地域の諸問題、課題の解決に向けて、協力・連携をして取り組めるよう、住民自治組織づくりができた地域においては、まちの将来像を描き、それらを実現していくための手順、

方法、時期等をまとめたビジョンを形づくった「地域づくり計画」を作成していくことは効果的です。ビジョンづくりは地域住民同士の共通理解を図るとともに、共通した価値観を形成していくことになります。

地域の自主性、主体性を尊重し、行政がビジョンづくりを協働して作成することで、行政計画や具体的な施策・事業へと地域の声を反映していくことが可能になります。

【行政の支援策の推進】

①地域活動の拠点の整備（公民館のコミセン化の推進）

現在、校区によって、コミュニティセンターに公民館が併設しているところと、独立した施設である公民館のみを設置しているところがあります。独立した施設の公民館は、地域の体制が整ったところから、コミュニティセンター化を図り、これまでよりも多くの市民が利用でき、自発的に市民活動ができる環境づくりを進めます。

コミュニティセンターは地域を代表するまちづくり協議会等の住民自治組織の活動拠点となるよう、また、地域の事務事業を効率的に推進すべく、申請方式ではなく、いつでも自由に使用できる事務所機能と集会機能を有するコミュニティ施設として整備を図ります。

また、コミュニティセンターは指定管理方式とし、住民の力による管理・運営として、地域自治力の向上を図ります。

②地域担当職員の配置

茨木市では、平成20年度より試行的に、地域の連携促進を図るために、地域との顔の見える新たな関係づくりを進めていくため、地域担当職員制度を始めています。

地域担当職員は、自治会、公民館、福祉委員会、PTA、青健協等、各組織が集まっている会議や行事に参加し、地域の実態を把握し、地域住民が前向きに協議に参加できるように促します。その中で、地域が横の連携を強め、地域が一つとなった組織化などを支援します。

また、それぞれの地域課題を把握し、関係部署との連絡調整を担い、縦割りでない総合的な行政と地域との協働による地域づくりを進めます。

今後は、全校区への配置に向けて、各々の組織の代表が集まる会や地域の各組織が集まる会合に赴き、制度の周知を図っていきます。

③職員の意識改革

地域自治組織が取り組んでいる諸問題に柔軟かつ適切に対応し、住民自治のまちづくりを庁内全体で支援していけるよう、庁内発信等を通じて、全市職員に対して、地域コミュニティ基本指針における周知と理解をはかっていくと共に、地域担当職員が担当地域から持ち帰った議案が各担当部署にスムーズに引き継いで課題が解決できるよう、職員の意識改革を促すようにします。

そして、市職員も、自らの居住する地域の活動にも参加し、生活者としての感覚を大事にし、市民の視点に立った、パートナーシップ型の行政運営の転換を図っていけるよう、意識改革を進めていきます。

④地域への財政支援

部局ごとにお金を回しているのはある種、透明性があり、ダイレクトに効果が見えますが、庁内部局ごとに出している少額補助金等は使いづらいという声もあります。そこで、小学校区単位にまとめ、地域の課題に重点的に活用していくような統合補助金、一括交付金などについても検討し、地域課題への取り組み、イベント等に活用できるように検討を進めます。

一括交付金は地域の実情に合わせて、住民自治組織の自主的判断に基づいたかたちで、住民合議の上で用途を決めていくようにします。

⑤様々な情報や機会の提供

行政の持つ情報収集力により、市内各地の地域活動や市の地域コミュニティに関連する施策などの情報を積極的に発信し、それぞれの地域の活動に役立ててもらいます。また、地域単独では開催が難しい地域コミュニティ活性化の事業（人材育成研修会他）などを開催し、活性化に向けての様々な機会を提供します。

資料 ①委員会の検討経過（名簿・要綱） ②市民アンケート結果 他